

一般社団法人 岩の力学連合会 選挙・選任規則

(総則)

- 第1条 この規則は、定款第16条及び第31条に基づいて代議員の選挙・選任及び役員の選任について定める。
- 2 選挙の実施方法等に関する詳細は、理事会が代議員選挙規程を定めるものとする。

(規則の変更)

- 第2条 この規則の変更には、理事会の提案に基づき社員総会の承認を要する。

(選挙の実施)

- 第3条 選挙の実施ならびに選挙の管理は理事会に設置する選挙管理委員会が行う。

(選挙管理委員会)

- 第4条 選挙管理委員会は、代議員選挙規程に基づき選挙が適切に行われるよう詳細な方法及び工程等を定め、選挙が公正、かつ遅滞無く実施できるよう管理しなければならない。
- 2 選挙管理委員は正会員（会員歴3年以上）の中から理事会が選出し、理事長が委嘱する5名以上の委員により構成される。
 - 3 委員の任期は委嘱時から次の定時社員総会の日までとし、再任を妨げない。

(選挙権)

- 第5条 代議員選挙においては正会員1名につき1票とする。

(選挙の方法)

- 第6条 代議員選挙は正会員による無記名投票とし、2年ごとに全定数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(代議員の立候補)

- 第7条 代議員に立候補する正会員は、立候補届けを期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない

(投票)

- 第8条 選挙管理委員会は立候補者名簿を作成し、投票用紙とともに正会員に送付するとともに Web サイトにおいても開示する。
- 2 投票は、所定の投票用紙を用い定められた期間内に郵送もしくは持参により行うものとする。

(代議員当選人の決定)

- 第9条 有効投票数の多い順位によって当選人を決める。得票数が同一の場合には、選挙管理委員会が抽選でその順位を決める。
- 2 立候補者が社員総会が定める代議員定数と同数の場合は、信任投票とすることができる。
 - 3 代議員が任期中に欠員となった場合には次点得票者を繰り上げる。次点者が存在しない場合には欠員とする。

(代議員の選任)

第10条 選出された代議員は、定款第16条4項により就任承諾をもって選任されるものとし、代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事の役員候補者は理事会ならびに組織団体及び学協会会員の推挙に基づき、定時社員総会で候補者ごとの決議により選任される。

- 2 理事長ならびに副理事長、幹事長、若干名の常任理事は、選任された理事による理事会において理事の互選により選定する。
- 3 理事の任期は2年、監事の任期は4年とし、いずれも再任を妨げない。

(欠員)

第12条 理事長、副理事長または幹事長のいずれかが欠員になった場合には、理事会がすみやかに後任者を推挙し臨時社員総会の決議によって選任する。

- 2 その他の役員が欠員になった場合には、必要に応じて理事会が後任候補者を推挙することができる。

(附則)

第13条 この規則は、一般社団法人登記後の臨時社員総会開催時の2011年2月22日より施行する。

(2011年1月19日 常任理事会承認)

(2011年2月9日 理事会承認)